

川崎市地域教育会議推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会は川崎市地域教育会議推進協議会（以下、「協議会」）という。

(目的)

第2条 協議会は、「地域教育会議」の活動を円滑に遂行することを目的とする。

2 教育力の向上を目指して次の「地域教育会議」を設置する。

- (1) 中学校区地域教育会議
- (2) 行政区地域教育会議
- 3 前項に関する実施要項は、別途、定める。

(組織)

第3条 協議会は、市内の青少年関係団体及び学校関係団体等の関係者を委員として組織する。

2 委員は、別表の19名で構成する。

(役員)

第4条 協議会は、委員の互選により下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

(職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、協議会の業務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐する。
- 3 会計は協議会経費を管理し、現金出納等会計業務を行う。
- 4 監事は会計を監査する。

(会の招集)

第6条 協議会に、地域教育会議代表者会議と行政区の議長による議長会議を設ける。

2 会は、会長が招集する。

(業務)

第7条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 地域教育会議の企画、実施に関すること。
- (2) 地域教育会議推進協議会の開催に関すること。
- (3) 地域教育会議交流会の実施に関すること。
- (4) 地域教育会議代表者会議の実施に関すること。
- (5) 中学校・行政区子ども会議と川崎市子ども会議との連携に関すること。
- (6) 研修会・広報に関すること。
- (7) 地域教育会議の定着化及び活性化に関すること。
- (8) その他、協議会の目的達成に必要な活動

(事務局)

第8条 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課内に事務局を置く。

(経費)

第9条 協議会の必要経費は、川崎市からの委託料その他の収入をもってあてる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は議長会議が定める。

附 則 この要綱は、平成8年4月1日より施行する。

- 附 則 この改正要綱は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
- 附 則 この改正要綱は、平成 1 4 年 6 月 4 日より施行する。
- 附 則 この改正要綱は、平成 1 6 年 6 月 3 日より施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日より施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日より施行する。

(別 表)

川崎市地域教育会議 推進協議会 委員構成表

区 分	団 体 名
社会教育 関係団体	川崎市青少年育成連盟
	川崎市P T A連絡協議会
	公益財団法人川崎市スポーツ協会
	川崎市文化協会
学校教育 関係	川崎市立中学校長会
	川崎市立小学校長会
	川崎市教職員組合
各区地域教育 会議等の 代表	川崎区地域教育会議
	幸 区地域教育会議
	中原区地域教育会議
	高津区地域教育会議
	宮前区地域教育会議
	多摩区地域教育会議
	麻生区地域教育会議
行政その他 関係部局	教育委員会事務局学校教育部指導課
	教育文化会館・市民館長会
	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課
	こども未来局青少年支援室
	公益財団法人川崎市生涯学習財団事業推進室